

相生市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 6 月

令和 6 年 11 月(一部改正)

相生市通学路安全対策推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成27年6月、関係機関の連携体制を構築し、「相生市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全対策推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策推進協議会」を設置します。

- ・ 相生警察署
- ・ 西播磨県民局光都土木事務所
- ・ 相生市危機管理課
- ・ 相生市小・中学校代表
- ・ 相生市教育委員会
- ・ 国土交通省姫路河川国道事務所
- ・ 相生市都市整備課
- ・ 相生市PTA連絡協議会
- ・ 相生市連合自治会

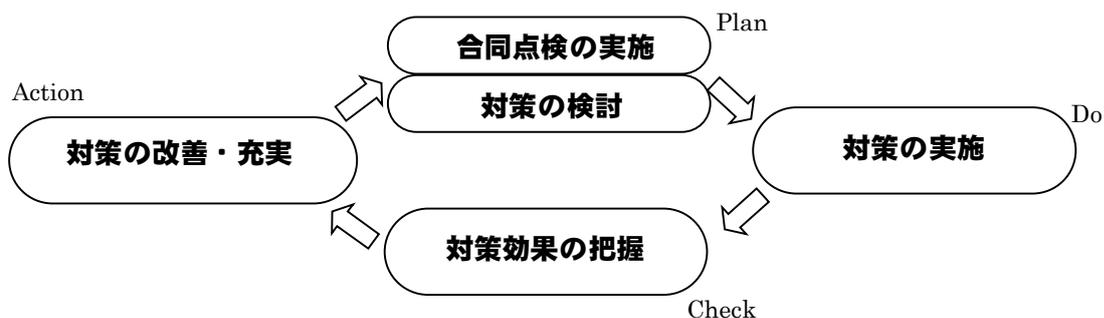
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校を中学校区ごとに分け、それぞれ1年に1回、合同点検を実施します。
- ・工事等で通学路の条件変更があった小学校については、随時個別点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全対策推進協議会において、重点課題の設定及び合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。